



Ⅱ. 基本構想

(改訂版)

第1章 まちづくりの目標

第2章 施策の大綱

第1章 まちづくりの目標

1 計画の目標について

時代の潮流やまちづくりの主要課題などを踏まえ、本計画における「まちづくりの基本理念」と「まちの将来像」を定めます。「まちづくりの基本理念」とは、計画全体を貫く方針、基本的なスタンスを明らかにしたもので、本計画の総合的な目標となります。

また「まちの将来像」は、本町の10年後を見据えて、町民と行政が一体となって目指すべきまちの姿を明示したもので、今後のまちづくりの象徴となるものです。

2 まちづくりの基本理念

以下の3つの視点を、本町の「まちづくりの基本理念」として定めます。

【南大隅町の3つの基本理念】

- 町民と行政が知恵と力を出しあって行動する協働のまちづくり
- 地域の宝を活かして人々がふれあう交流のまちづくり
- 笑顔に満ち未来につなげる希望のあるまちづくり

●町民と行政が知恵と力を出しあって行動する協働のまちづくり

地方分権が進められる中で、高度化・多様化する町民ニーズに対応するためには、地域の主役である町民や各種団体、事業者等が主体となり、行政と一緒に知恵を出し、ともに行動するまちづくりが求められます。

本町は、町民が主役となってまちづくりに参加できる仕組みを整え、町民と行政の協働によるまちづくりを目指します。

●地域の宝を活かして人々がふれあう交流のまちづくり

本土最南端という地理的な条件や佐多岬をはじめとした観光資源と豊かな食資源に恵まれたこの地は、古くから様々な「人」が集まる土地柄です。

本町は、このような「地域の宝」と町民が持っているホスピタリティ、地域固有の歴史・文化などを活かして、来訪者や町民が楽しく交流し、来訪者も住みたくなるような魅力あふれるまちづくりを目指します。

●笑顔に満ち未来につながる希望のあるまちづくり

少子高齢化の進行などに伴い人口減少が続く一方で、多くの町民は住みなれたこの地に愛着を感じています。

本町は、次代を担う子どもたちの笑顔があふれ、町民が生き活きと働き、お年寄りが生きがいを持って安心して暮らし、親から子、子から孫へ、豊かな自然とともに地域の伝統文化が継承される希望のあるまちづくりを目指します。

3 まちの将来像

次代を担う人材を育て、町民一人ひとりが主体となって活力あるまちづくりを進めていき、全ての町民が幸せに暮らし続けていける町を目指すために、まちの将来像と本計画の活動コンセプトを次のように定めます。

【まちの将来像】

子や孫に感動を伝えるまちづくり

【10年間の活動コンセプト】

新たな始動、そして躍動へ！

「新たな始動、そして躍動へ！」が意味することとは？

郷土の誇りは、何ととっても、本土最南端という地理的条件、佐多岬や雄川の滝などの美しい自然環境です。町民一人ひとりが協力して、このすばらしい自然環境を守り、次代に引き継いでいくとともに、まちづくりに活かすことで、都市住民などとの新たな交流が生まれ、まちに人が訪れ活性化していきます。

まちの活性化が新たな雇用を生み出し、そこで町民が生き活きと働くことで、町民の暮らしがさらに安定します。大いなる自然の中で、子どもたちは、笑顔とともに伸びやかに育ち、次代の南大隅をつくる原動力となります。高齢者は、生きがいを持って心身ともに健康な生活を送っています。

このようなまちをつくっていくために、この10年を3つの段階に分けて振興していきます。第一段階は「新たな出発」のための準備期間、第二段階はダイナミックな「躍動」に向けて取り組む期間、第三段階は持続的な「感動」を創出する期間です。

以上のような考え方のもと、本町は、自然環境と人が共生し、住む人も訪れる人も“感動”でいっぱいにする魅力あふれるまちを目指します。

4 まちづくりの将来指標（目標人口）

本町のまちづくりの将来指標として、最も重視する項目を「人口」とし、我が国全体の今後の展望を鑑みて、次のように設定します。

（1）将来推計人口の結果

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」によると、南大隅町の人口は長期に渡って減少が続き、約5年後の2025（令和7）年に5,367人と推計され、この傾向が長期的に続いていくと約25年後の2045（令和27）年には2,499人になることが推計されています。

この推計結果からみた本町の将来推計人口の特徴は、以下のとおりです。

①65歳以上人口、特に75歳以上人口の割合は大幅に上昇

65歳以上の人口割合は、2015（平成27）年時点は45.5%ですが、2025（令和7）年には53.7%と総人口の半数を超え、2045（令和27）年には、64.6%になると推計されます。特に75歳以上の人口割合は、2025（令和7）年には30.8%、2045（令和27）年には44.6%と大幅に上昇し、2人に1人は75歳以上という社会になることが予想されます。

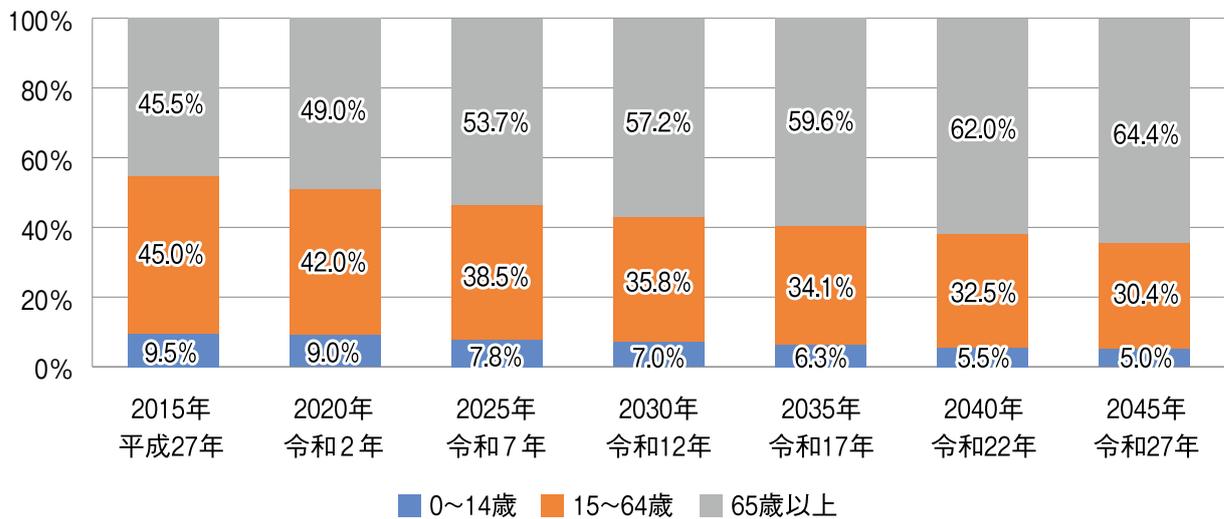
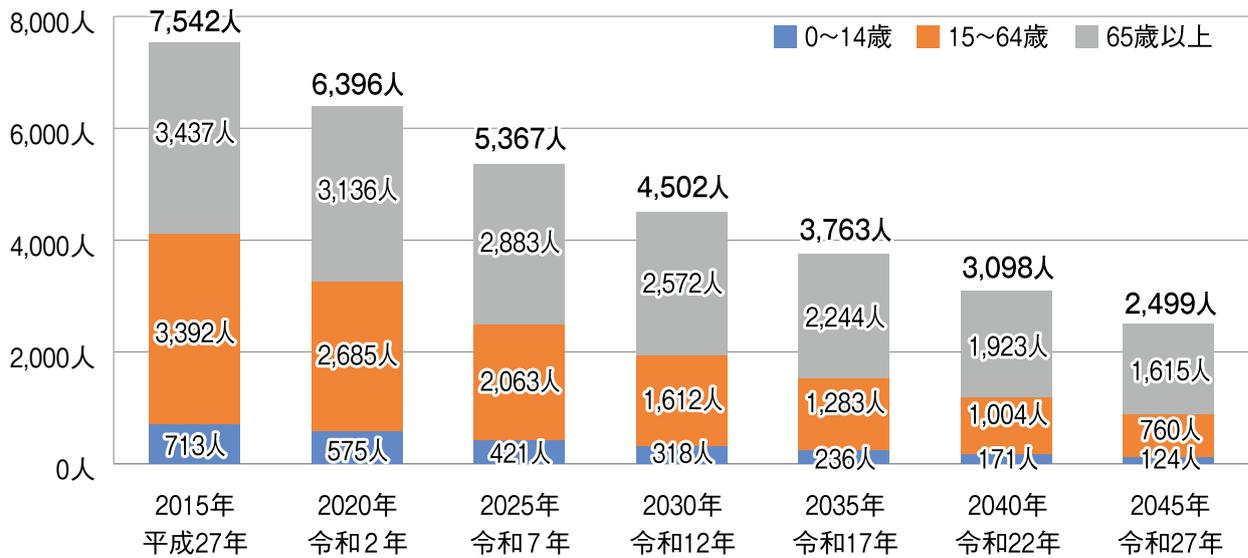
②年少人口（0～14歳）の割合は低下

年少人口の人口割合は、2015（平成27）年時点は9.5%ですが、2025（令和7）年には7.8%、2045（令和27）年には5.0%に低下すると推計されます。2025（令和7）年には、0～4歳の中の1歳当たりの人口は20人程度になることが予想されます。

③生産年齢人口（15～64歳）人口割合も大幅に低下

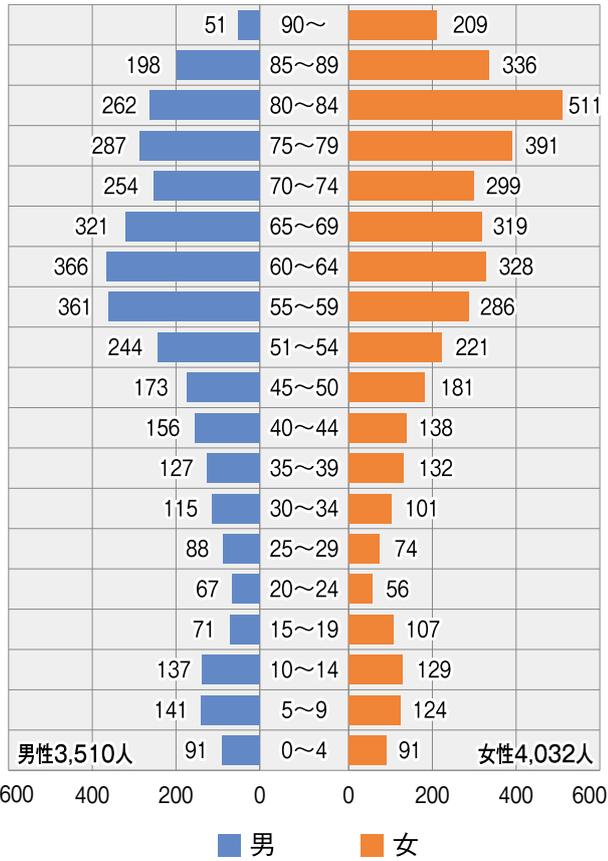
生産年齢人口（15～64歳）人口割合は、2015（平成27）年時点は45.0%ですが、2025（令和7）年には38.5%、2045（令和27）年には30.4%に低下し、この年の生産年齢人口は760人と推計されます。

【「国立社会保障・人口問題研究所」による南大隅町の推計データ】

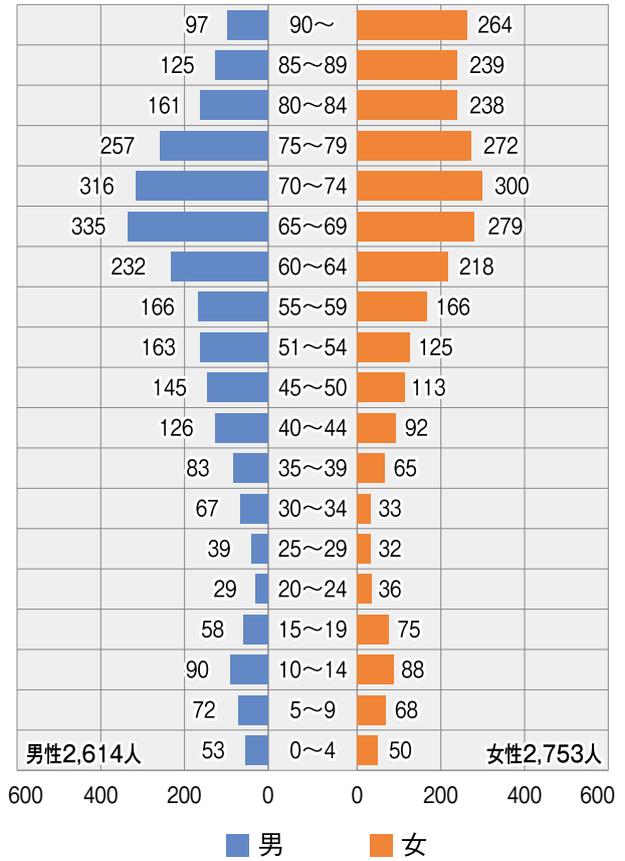


●人口ピラミッド

▼平成27年(2015年)／総人口：7,542人



▼令和7年(2025年)／総人口：5,367人

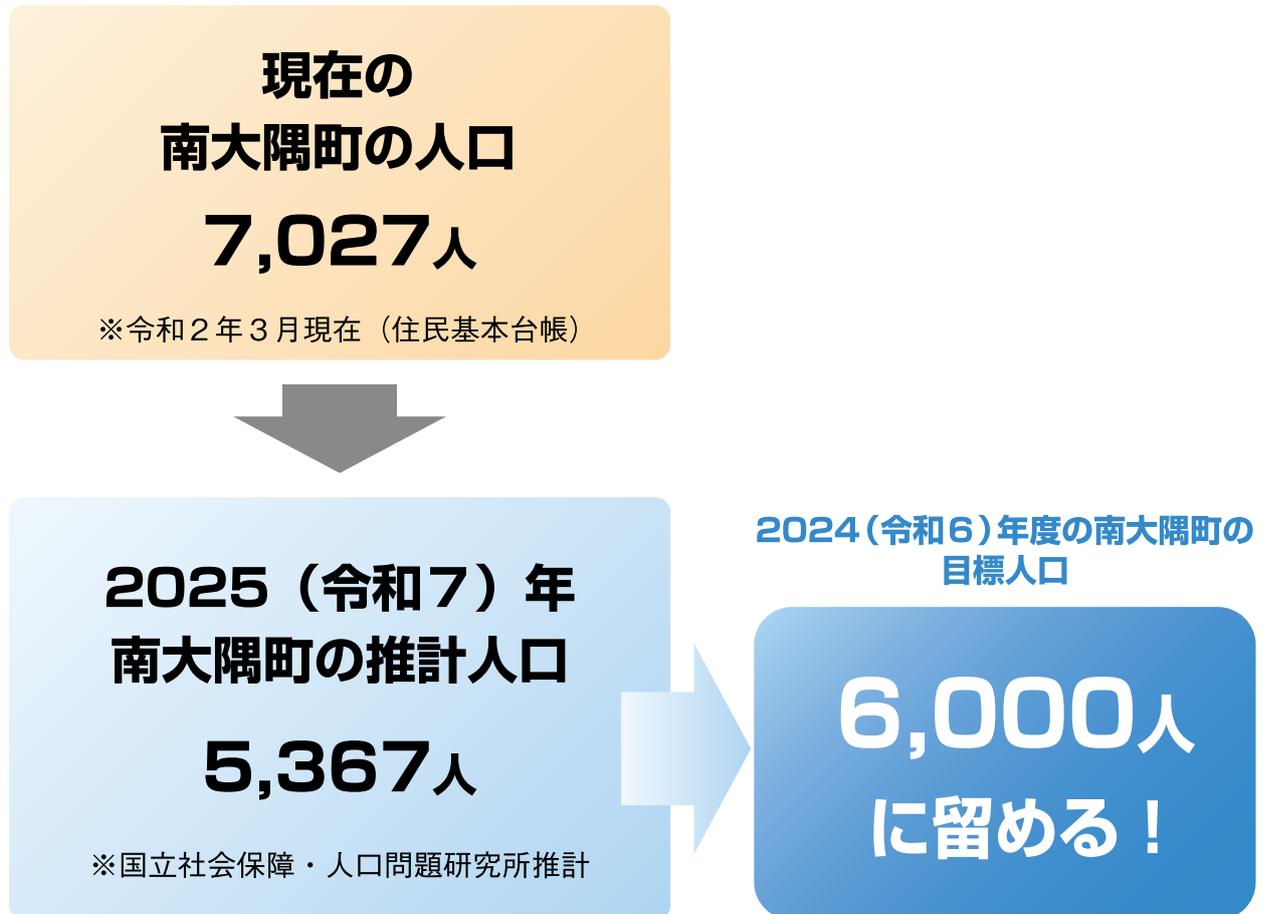


(2) 本町の目標人口

これまでの傾向が今後も続くと仮定し、将来の人口を推計した結果、2015（平成27）年国勢調査結果の7,542人から2025（令和7）年は5,367人程度となると予想されます。

しかしながら、本計画においては、「元気で魅力的なまちづくりを進める」という建設的な考え方のもと、重点戦略をはじめ各種施策を策定していることから、本計画の目標年次である2024（令和6）年度の目標人口は、「6,000人を維持すること」とします。

【2024（令和6）年度の南大隅町の目標人口】



第2章 施策の大綱

1 「施策の大綱」について

基本理念に基づき、分野別基本政策となる次の「施策の大綱」を定め、本町の新しいまちづくりの実現に向けて、各種事業を推進していきます。

2 活力ある産業と交流のまちづくり

基幹産業である農林水産業、商工業の活性化、豊かな地域資源を活用した観光産業の振興、総合的な創業支援などにより、町民一人ひとりが豊かさを実感できる活力とにぎわいあふれる交流のまちづくりを推進します。

(1) 農業の振興

農業経営の安定化と持続的な発展に向け、農村地域の秩序ある土地利用を図り、農業生産基盤の整備を図るとともに、希少価値の高い産物や加工技術の開発などにより、南大隅ブランドの高付加価値型農業への再構築に向けた取組を進めます。

また、農業の生産性を向上させるために、AI、IoT、ドローン等のスマート農業に活用できる新たな技術を生産現場に積極的に導入していくなど、スマート農業の導入が不可欠です。

また、地産地消、地産来消の展開や道の駅などを活用した積極的な販路拡大や顧客開拓に努め、企画・開発力に優れた活力ある農業のまちづくりを目指します。

さらに、観光業や商工業などとの連携による取組を進め、農業の魅力づくりと活性化を図ります。

(2) 林業の振興

大隅流域森林・林業活性化センターを通じて、県、町、林業事業者及び森林所有者、森林管理署等が合意形成を図りつつ、森林施業の共同化、林業担い手の育成・確保、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期的展望に立った林業諸施策の総合的な導入と実施を計画的かつ組織的に推進します。

なお、持続可能な森林経営を推進するため、森林経営に消極的な小規模森林所有者や不在村森林所有者について、森林の施業や経営の委託に関する情報提供や普及啓発活動などを積極的に行い、意欲のある林業事業者等への施業の長期委託を進めます。

(3) 水産業の振興

水産資源の維持・増大と漁業者の経営向上を図るため、漁業者が安心して操業できるように漁場・漁港環境の整備を図るとともに、漁協の経営改善支援を含め、地域に適応した水産業の推進に努めます。

また、水産物のブランド化・高付加価値化を進め、販路拡大に努めるとともに、水産資源の保護・増殖、新規就業者の確保と後継者の育成などの取組を支援します。

さらに、観光業や商工業などとの連携による取組を進め、水産業の魅力づくりと活性化を

図ります。

(4) 商工業の振興

商工業の持続的な発展に向け、少子高齢化や消費者ニーズの多様化など、時代の変化に対応したサービスの充実を促進しながら、事業継承や新規参入者の支援を拡充し、商店街の活性化を図るため閉業した空き店舗の有効利用を推進するとともに、地産来消など広域からの集客向上を目指し、道の駅などを拠点に、知名度の高い地域資源を活用した特産品の開発、販路拡大などの取組を支援します。

また、本町の豊富な一次産品との連携を深め、地域の特性を活かした製造業の発展に向けて、新たな製品開発などによる市場開拓や販路拡大のための取組を支援するとともに、本町の地域特性に適合する産業の誘致に努めます。

(5) 観光業の振興

観光を推進する各主体が、観光客のニーズ等を踏まえ、町内の観光資源の見せ方や活かし方を検討し、多様な体験・滞在・交流型観光の育成・充実を図り、観光消費額の拡大に向けた取組を推進します。また、本町の地域特性や素材を活かした特産品づくりなど、来訪者にとって魅力的な商品開発に取り組むとともに、熱帯果樹、佐多牛等の産品ブランド構築の取組を引き続き推進します。

また、観光施設等の魅力向上や機能の維持のために、来訪者ニーズに対応した公共空間の整備や観光を支える人材の発掘、育成など、おもてなし環境の整備を推進します。

さらに、観光動向・ニーズの継続的把握と関係者との情報共有の仕組みづくりに努めるとともに、ターゲットを絞り、多様な媒体を活用した効果的な観光プロモーションを推進します。

観光を強力に推進していく体制を強化するために、各主体の役割分担の明確化と本町一体となった推進体制の構築を図るとともに、町内外の民間事業者等との連携を強化します。

(6) 起業・創業活動への支援

中小企業などの事業経営者の高齢化や後継者不足が課題となっている中で、次代を担う人材を育成するため、起業・創業活動への相談体制や各種支援制度の充実を図るとともに、産官学金の連携や農商工連携・6次産業化によるイノベーションや地域特産品開発への支援、さらにはコミュニティビジネスなどの新しい産業の育成に努めます。

3 思いやりのある健康・医療・福祉のまちづくり

子どもからお年寄りまで、すべての町民が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるよう、保健・医療・福祉サービスを充実させるとともに、町民の健康づくりに向けて、地域ぐるみの活動を推進します。

(1) 保健・医療の充実

乳幼児から高齢者まで、すべての町民が健康を保持・増進するため、健康に対する知識の普及ならびに継続した各種健診の受診行動と健康行動（生活習慣の改善）の促進に向けた取組を進めます。

また、子育て世代包括支援センターの機能を強化し、切れ目ない支援の提供ならびに子育て世代を応援する町づくりを進めていきます。

同時に、かかりつけ医制度の拡充促進、町内医療機関との連携による一次医療の安定した確保を図るとともに、肝属郡医師会、鹿屋市医師会等と連携しながら、救急医療体制の整備を行っていきます。

社会保障制度の持続に向け、国民健康保険制度の適正な運用を図っていきます。

(2) 子育て支援・児童福祉の充実

保育サービスのさらなる充実や地域子ども・子育て支援事業の推進など、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを推進します。

また、多様なニーズに対応した質の高い保育・教育サービスを実現するため、幼保一体化などへの取組を進めます。

さらに、出産や子育ての不安を解消するため、出産・子育てに係る経済・精神的な負担の軽減を図るとともに、地域が一体となって子育てを支援する仕組みづくりを推進します。

(3) 高齢者福祉の充実

団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を見据えて、本町における地域包括ケアシステムの充実を図るため、医療・介護・予防の一体的な提供、多様な生活支援の提供を、地域で活動する多様な担い手との協働、支え合いにより推進していきます。

また、介護が必要になる前の段階から生活機能の低下を予防することで、要介護状態にならないよう介護予防事業を推進します。併せて高齢者が個々の能力に応じて主体的に社会に参加し、一人ひとりの自立した生活ができる地域づくりを目指します。

さらに、地域の中で支援を必要とする人を地域の中で支えていく仕組みを作り、住み慣れた地域で暮らし続けられる地域共生社会を実現していきます。また、高齢者の意思を尊重し、尊厳が守られるよう、高齢者虐待の防止及び相談支援に努めます。

介護の必要な高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすために、必要な介護サービスの計画的な提供に努めます。また、介護保険制度を安定的に運営していくために、その人の心身の状態にあった適切な要介護認定に努め、適正な給付を図るとともに、持続可能な制度運営を目指します。

(4) 障がい者福祉の充実

障がい者基本法に基づき策定された「南大隅町障がい者計画・南大隅町障がい者福祉計画」の基本理念を軸に、障がいを持つ人がそれぞれの年代のあらゆる生活段階において、地域社会の中で生き生きと自立した生活ができるよう、障がい者福祉サービスの充実を図ります。

また、身近な地域での支えあいと広域における相互機能補完など、持続可能な支援体制づくりを推進し、障がいを持つ人の社会参加を促進すべく、就労と雇用機会の拡大に努めます。

(5) 地域福祉の充実

町民が安心して生活できる地域社会の実現に向け、町民・地域・行政が一体となって、社会全体で助けあい支えあう仕組みづくりを推進します。

そのため、地域で地域福祉活動を行う人材の発掘・育成に努めるほか、社会福祉協議会における地域福祉推進の強化、行政職員の福祉の専門性の向上に努めます。

また、地域での福祉活動を効果的に進めるための体制を組織化し、地域と社会福祉協議会、福祉関係事業所、行政が連携できる体制を整えます。

さらに、地域住民が福祉に関する意識を高め、自分たちの発想で主体的に取り組み、地域の互助・共助を再生するための支援を行います。



4 誇りのもてる教育・文化のまちづくり

未来を担う子どもたちが、豊かな心とたくましい身体を持ち、自ら考え行動する「生きる力」を備え、「ふるさとを愛し、誇りにする子ども」となる良好な環境づくりを推進します。

また、郷土の自然や伝統文化・歴史を本町の大切な財産と位置付け、これを保存・継承するとともに、地域や社会の活性化に役立てていきます。

(1) 学校教育の充実

子どもたち一人ひとりに未来社会を切り拓くための「資質・能力」を育成するために、知識及び技能を習得させるとともに、思考力・判断力・表現力等の育成を図り、学びに向かう力、人間性を涵養するなど、子どもたちに「生きる力」を育むことで、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことができるよう、教育環境や教育体制の充実を図ります。

(2) 社会教育の充実

町民の誰もが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができ、その成果を適切に生かすことができる環境づくりに取り組みます。

(3) 青少年の健全育成

地域社会に蓄積された様々な知恵を生かし、学校・家庭・地域がそれぞれの役割や責任を分担しながら青少年の健全育成に取り組みます。

また、地域のボランティア団体等と一体となった取組を推進し自主活動や相互交流活動を支援します。

(4) 歴史・文化の振興

郷土の伝統文化や文化財を守り育て、様々な芸術に親しむことは、ふるさとの理解や豊かな感性の涵養に必要なものであります。今後、これらの歴史・文化遺産を後世に伝えていく取組を充実し地域に根ざした文化の振興に努めます。

(5) スポーツの振興

町民の誰もがそれぞれの関心や体力に応じて、生涯にわたり「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに努め、ライフステージ等に応じたスポーツ活動の推進を図ります。

また、コミュニティスポーツクラブの育成や各種競技団体との連携を図りながら、競技力向上に関する意識の高揚に努めます。

5 自然環境と共生する安全なまちづくり

町民の誇りであり財産でもある自然環境と景観を保全・活用するとともに、本町に定住する人々が快適に暮らせるように、道路整備や合併浄化槽等の設置推進、生活利便施設の整備を進めます。

また「公共施設等総合管理計画」に基づき、長期的・計画的な視点での整備、維持管理に努めます。

さらに、町民の安全な暮らしを確保するため、消防・防災対策、防犯や交通安全対策の充実を図ります。

(1) 環境の保全と循環型社会の形成

豊かな自然環境を次代へ継承するため、海浜や森林などへの負荷軽減や環境保全に努めるとともに、町民が自然と共生できるまちづくりを推進します。

また、町域から排出される温室効果ガスの削減に向けて、社会基盤の整備と合わせた環境に優しいまちづくりの検討など、町民、事業者、町が一体となって環境負荷の低減に取り組むとともに、太陽光発電や風力利用など、再生可能エネルギーの導入を促進していきます。

さらに、廃棄物の発生の抑制に取り組むとともに、リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）を推進し、「ごみの減量化」を進めます。

本町の歴史や自然と調和した個性豊かな町の景観、自然景観や公共空間の創出を図るために、民間・行政が一体となった取組に努めます。

(2) 生活基盤の整備

本町への定住促進を図るため、快適で安心・安全な住宅環境整備を促進するとともに、定住者の住宅取得等について支援を行います。町営・公営住宅については、安全で快適な住まいを確保するため、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、長期的な視点で計画的な住宅ストックの整備を進めます。

上水については、今後、水道管及び老朽施設の更新を行い、下水についても、地域の実情に応じて合併処理浄化槽等を推進し、農業集落排水事業を維持していきます。

地籍調査の実施については、実施することで、土地の実態把握や筆界等のトラブルの解消、不公平課税の是正、災害等の復旧など土地の基本データの整備に努めます。

情報基盤については、ITの恩恵を町内全域で受けることができる情報基盤整備と、ITに慣れ親しめる環境整備を目指します。

(3) 道路・交通基盤の整備

本町は交通不便地帯であり、今後、ますます人口減少や少子高齢化が進むと思われ、高齢者や高校生等の交通手段確保は重要であります。地域公共交通会議で協議し、高齢者や高校生等のニーズに対応しつつ、交通弱者に優しい公共交通の整備を図ります。

また、道路整備については、町民の安全性や利便性を考慮し、計画的な維持管理を図るとともに、観光と連携し整備を行っていきます。

(4) 消防・防災体制の充実

本町は、急傾斜地・土砂災害などの危険性の高い地形を多く有しています。そのため、町民の生命と財産を災害から守り、町民が安心して安全に暮らせる「災害に強いまちづくり」を総合的に取り組みます。

また、非常備消防としての消防団については、若年層の加入促進、機能別消防団員や女性消防団員の育成など、消防力の強化を図ります。

さらに、災害時における避難所の整備などにより、地域の防災力を高めていきます。

あわせて、町民の消防・防災活動への参加促進と意識の高揚を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

(5) 防犯・交通安全対策の推進

犯罪のないまちづくりの実現は、住民生活にとって最も重要なことです。そのため、町民、警察署、防犯組合連合、教育機関等と連携し、防犯体制の確立・強化を図ります。

また、交通安全施設の整備・充実を推進するとともに、町民や警察署、交通安全協会等との連携により、交通危険箇所の把握、地域の実情に応じた交通安全対策を推進します。

さらに、交通安全意識の高揚と啓発のため交通安全活動を推進します。



6 効率的な行財政と町民との協働によるまちづくり

高度化・多様化する町民ニーズに応えるため、行政サービスの質的向上を図るとともに、行財政改革を進め、健全な行財政基盤を構築します。

また、町民の知恵と力を行政運営に活かすなど、町民と行政との協働によるまちづくりを推進します。

(1) 町民参加と協働の推進

地方分権の確立に向けた動きの中で、町民ニーズを踏まえた効率的・効果的な行政運営を行うため、行政情報の積極的な公開や町民ニーズの的確な把握により、町民と行政がまちづくりの課題や目指すべき方向性を共有できるよう努めます。

また、町民の町政への参加意識の高揚や参加機会の充実を図り、住民活動団体などの活動を支援するなど、町政の多様な分野で町民参加と協働によるまちづくりを推進します。

(2) 地域コミュニティの充実

過疎高齢社会により地域活動が困難になってきている自治会もあることから、足腰の強い自治会づくりを図るために、地域の実情を踏まえながら、町民の主体的な取組を基に、小規模自治会等の再編を促しつつ、機能の維持・存続を支援します。

また、自治会への加入促進や組織の再構築を支援します。

さらに、住民活動の拠点施設として、各地域・地区の集会施設の維持管理や学校施設の開放など、既存施設の有効活用に努めます。

(3) 行財政改革の推進

多様かつ複雑な町民ニーズに対応した満足度の高い行政サービスを提供するため、行政コストの縮減や自主財源の確保に努め、効率的で効果の高い行財政運営を推進します。

また、行政を取り巻く環境の変化に柔軟に対応できる組織づくりや人材育成に努めます。

(4) 人権の尊重・男女共同参画社会の形成

人権は、人が生まれながらにして自由で、かつ尊厳と権利について平等であるという人類普遍の原理に基づいており、すべての人々に保障されています。町民一人ひとりが尊重される、あらゆる差別のないまちを目指します。

また、労働の場、家庭生活、地域活動、政策・方針の決定過程など、あらゆる場面において男女が平等な立場で活動できるよう、男女共同参画意識の高揚に努めるとともに、女性の社会参加を進め、すべての人が充実して暮らせる男女共同参画社会の実現を目指します。

(5) 広域連携の推進

地域における生活圏が広域化してきている中で、多様化する町民ニーズへの対応や効率的な行政運営を図るため、広域的な体制づくりを推進します。

